

資料－２

令和８年２月２６日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

【議事２】

くろまぐろに関する令和８管理年度における鹿児島県
知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）

水 振 第 657 号
令和 8 年 2 月 26 日
(水産振興課扱い)

奄美大島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の
設定等について（諮問）

このことについて、別紙 1 のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法
第 16 条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

また、同管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、別紙 2 の 取扱いとした
いので、同条第 5 項において準用する第 2 項に基づき貴委員会の意見を併せて求めます。

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について

1. くろまぐろ（小型魚）

(1) 本県に配分された漁獲可能量
41.3 トン

(2) 管理区分への配分ルール（県資源管理方針別紙抜粋）

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 1 割を本県の留保とする。残りのおおむね 9 割を平成 22～24 年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。

(3) 知事管理漁獲可能量の設定

- ・管理区分ごとの配分は、直近（令和 5～6 管理年度）の漁獲実績の平均値を反映する。
- ・上半期への配分数量は、直近の漁獲動向を元に設定した。

管理区分	R5～6年平均漁獲量 (kg)	比率	配分 (t)	知事管理漁獲可能量 (t)
鹿児島県定置漁業（上半期）	28,676	77.1%	28.7	14.0
鹿児島県定置漁業（下半期）				14.7
鹿児島県その他のくろまぐろ漁業（上半期）	8,524	22.9%	8.5	4.0
鹿児島県その他のくろまぐろ漁業（下半期）				4.5
県留保枠	-	-	4.1	4.1
合計	37,200	100.0%	41.3	41.3

2. くろまぐろ（大型魚）

(1) 本県に配分された漁獲可能量
30.8 トン

(2) 管理区分への配分ルール
1の(2)に同じ。

(3) 知事管理漁獲可能量の設定

- ・管理区分ごとの配分は、直近（令和 5～6 管理年度）の漁獲実績の平均値を反映する。

管理区分	R5～6年平均漁獲量 (kg)	比率	知事管理漁獲可能量 (t)
鹿児島県定置漁業	16,920	60.9%	16.9
鹿児島県その他のくろまぐろ漁業	10,880	39.1%	10.9
県留保枠	-	-	3.0
合計	27,800	100.0%	30.8

3. 今後の予定

関係漁業調整委員会への諮問及び答申、並びに農林水産大臣の承認を経て。県ホームページ及び県公報により公表予定。

くろまぐろに関する 令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

1 概要

くろまぐろ（小型魚，大型魚）数量管理の柔軟な運用を図るため，令和8管理年度における具体的な取扱いについては2のとおりとしたい。

2 具体的な取扱い

(1) 知事管理区分間での融通及び不等量交換，他都道府県への譲渡にて知事管理漁獲可能量を変更する場合

太平洋クロマグロを漁獲する関係水産団体等の同意が得られた範囲内で数量を変更することとする。

(2) 海区漁業調整委員会への報告

(1) により変更した場合は，県ホームページ及び県公報により，遅滞なく公表することとし，変更後に開催される鹿児島，熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告することとする。

3 その他

2による変更及び国からの追加配分等による変更以外については，鹿児島，熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会の意見を聴いて変更を行うこととする。

漁業法

(昭和二十四年十二月十五日 法律第二百六十七号)

最終改正：平成三〇年一二月一四日 法律第九五号

(知事管理漁獲可能量の設定)

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。